岩手県告示第 590 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。 平成 18 年 4 月 25 日

岩手県知事 増 田 寛 也

氏 名	診療科名	担当すべき医療の種類	所在地	指定年月日
富塚 信彦	脳神経外科	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、肢体不自由	花巻市	平成 18 年 3 月 30 日
齋藤 大	循環器科	心臓機能障害	北上市	II
遠藤 浩司	循環器科	心臓機能障害	北上市	n
忠地 一輝	泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機 能障害	奥州市	n
稲葉 康雄	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	一関市	II.
天沼 史孝	小児科	肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機 能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、 小腸機能障害	一関市	n
高橋 正浩	外科	肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機 能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、 小腸機能障害	久慈市	II